

「感染症法」改正による感染症発生動向調査の今後の展望

保健環境センター 微生物部

○副主任研究員 鈴木 優子

Key word : 感染症発生動向調査、感染症法改正、感染症情報センター

I はじめに

感染症発生動向調査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）において、感染症対策の一つとして位置付けられており、感染症の発生状況を把握・分析し、情報提供により、感染症の発生及びまん延を防止することを目的として行われている。本県でも、「感染症法」に基づき、「宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱」を定め当該事業を実施している。その基となる「感染症法」が平成26年11月21日に改正され、感染症に関する情報収集体制の強化が盛り込まれた。そこで、これまでの情報収集に関する問題点、ひいては事業全体の問題点と改正により期待される効果について紹介する。

II 事業内容

本調査事業で把握する感染症には、診断したすべての医師が届出を行うもの（全数把握感染症）と定点として指定された医療機関のみが届出を行うもの（定点把握感染症）が定められている。医療機関より届出された患者情報は、保健所が感染症サーベイランスシステム（NESID）に入力することで、地方感染症情報センターに集められる。

本県では、その拠点として保健環境センター内に宮城県結核・感染症情報センターを設置し、県内の136ヶ所の医療機関（宮城県73ヶ所、仙台市63ヶ所）を患者定点として感染症患者発生数を収集し、国へ報告すると共に分析し、その情報を県民や医療関係者等へ迅速に提供している。一方、的確な感染症対策の確立のためには、患者情報だけでなく感染症の病原体に関する情報も不可欠であり、患者定点の中から指定された病原体定点医療機関で採取された検体からの病原体検出情報の公表も行っており、本事業は患者発生報告と病原体検出報告から成り立っている。

当該事業の法的根拠である「感染症法」は、これまでも何度か改正が行われ、対象疾病及び疾病分類の見直し等が行われてきた。今回の改正では、「中東呼吸器症候群（MERS）」と「鳥インフルエンザ（H7N9）」が二類感染症へ追加され、結核菌の薬剤耐性の判定基準等が改められた。更に、感染症に関する情報の収集体制の強化や、感染症の発生状況、動向及び原因の調査も明文化された。全ての感染症の患者に対し、知事が検体の採取を要請し、検査の実施及び国への報告をすることになった。更に季節性インフルエンザに関しては指定提出機関を創設し、通年検体採取し検査することとなった。

III 考察

本県で、現在、行われている感染症発生動向調査事業においては、病原体検体数が全国と比較して著しく少なく、また、病原体定点からの提供される臨床検体にも地域的な偏りがあり、検出された病原体の遺伝子型などが県内での流行を反映したものではない可能性がある。今回の「感染症法」の改正では、自治体による病原体検査を法律で義務化し、自治体における感染症発生動向調査事業の均一化を図ることも目的としており、本改正により、これまでで問題とされていた病原体検体数やその地域的偏在の解消が期待される。また、検査体制の整備や適切な精度管理も謳われており、改正を機に、検査技術の向上と共に、病原体検出情報の充実により、感染症の流行をより詳細に把握することが可能になり地域に密着した予防の啓発ができる。

病原体の検出とその情報公開は、感染症発生予防対策に有益となるものであり、今後、より細かな地域別の流行を把握できることはもとより、非流行期の病原体の確保により流行に先んじた注意喚起や地域に特化した注意喚起などが可能になり「感染症法」の目的である感染症の発生及びまん延防止に大きく寄与できると考えられる。

IV 結論

発生動向調査は「感染症法」の改正により、感染症流行の早期察知などが可能になることで、発信する情報の内容が更に充実し、今後の感染症対策に有用なものになっていくと思われる。